

著作権法の最前線

—著作権法の最近の改正と今後の課題—

弁理士同友会研修会

2010.05.27

山本 隆司

1. デジタル技術のインパクト

コンピュータの登場

- プログラムの保護
- データベースの保護

コンテンツのデジタル化

- 権利内容の統一
- RAMへの電子的蓄積
- 頒布権(譲渡権)
- 貸与権
- コピー・コントロールの保護

WIPO著作権条約(1996)

流通のネットワーク化

- 公衆伝達権
- 著作権管理情報
- 著作権管理団体
- アクセス・コントロールの保護
- 違法配信対策
- 間接侵害に対する救済
- フェア・ユース
- 準拠法・国際裁判管轄ルール

1. デジタル技術のインパクト

コンピュータの登場

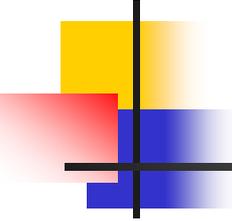


コンテンツのデジタル化



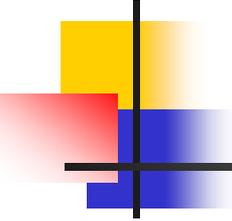
流通のネットワーク化

- プログラムの保護
- データベースの保護



1. デジタル技術のインパクト

- プログラムの保護
 - 著作権の保護か、特許類似の保護か・・・保護対象
 - 言語著作物か、プログラム著作物か
 - 裁判例:スペースインベーター判決(1982年)
 - 法改正:10条に著作物として追加(1985年)
 - WIPO著作権条約(1996年)
- データベースの保護
 - 編集著作物か、データベース著作物か
 - 創作性の要否・保護の対象
 - 法改正:12条の2追加(1986年)
 - EU: データベース指令(1996年)・・・sui generis権
 - WIPO著作権条約(1996年)



1. デジタル技術のインパクト

コンピュータの登場

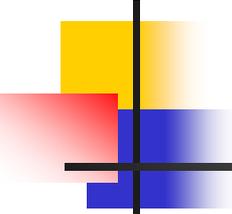


コンテンツのデジタル化



流通のネットワーク化

- 権利内容の統一
- RAMへの電子的蓄積
- 頒布権(譲渡権)
- 貸与権
- コピー・コントロールの保護



1. デジタル技術のインパクト

- 権利内容の統一
 - “マルチメディア”
 - 55条削除: 写真の著作物(1996年)
- RAMへの電子的蓄積
 - WIPO著作権条約・合意声明(1996年)
 - 日米政府声明(2002年)
- 頒布権
 - WIPO著作権条約(1996年) 6条
 - 26条の2追加: 譲渡権(1999年)
- 貸与権
 - 26条の3(1984年)
 - WIPO著作権条約(1996年) 7条
- コピー・コントロールの保護
 - WIPO著作権条約(1996年) 11条
 - 不正競争防止法改正(1999年)

1. デジタル技術のインパクト

コンピュータの登場

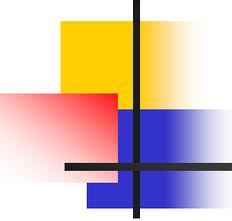


コンテンツのデジタル化



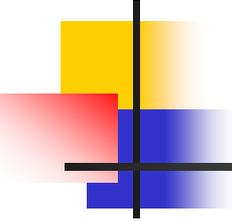
流通のネットワーク化

- 公衆伝達権
- 著作権管理情報
- 著作権管理団体
- アクセス・コントロールの保護
- 違法配信対策
- 間接侵害に対する救済
- フェア・ユース
- 準拠法・国際裁判管轄ルール



1. デジタル技術のインパクト

- 公衆伝達権
 - WIPO著作権条約(1996年)8条
 - 23条改正:公衆送信権(1997年)
- 著作権管理情報
 - WIPO著作権条約(1996年)12条
 - 113条3項追加(1999年):みなし侵害
- 著作権管理団体
 - 仲介業務法→著作権等管理事業法(2000年)

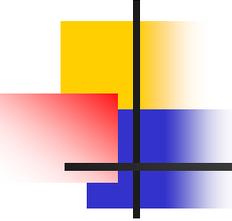


2. アクセス・コントロールの保護

【問題】

音楽著作物Aの著作権者Xは、Aをインターネットで配信している。利用料回収方法としてコンテンツを暗号化して配信し、料金を支払ったユーザーに解除キーを交付する。

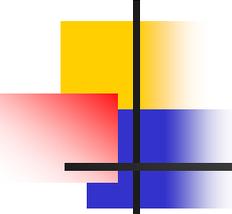
Yは、①無断でコンテンツの暗号を解除した。②コンテンツを利用した。③暗号を解除したコンテンツをネットで公衆に頒布した。④解除ツールをネットで配布した。⑤そのコンテンツの暗号解除方法を雑誌で出版した。



2. アクセス・コントロールの保護

(1) アクセス・コントロールの必要性

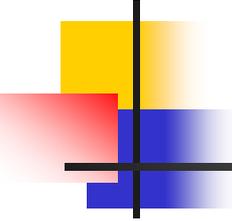
- ネットによる流通では、利用者に達するまでに多数の技術的複製が不可避
→コピー・コントロールは実効性ない
- 無断回避が野放しであれば、著作権者は誰も著作物を**ネット流通**に置かない
- アクセス・コントロールの無断回避に対する制裁が必要



2. アクセス・コントロールの保護

(2) 国際動向

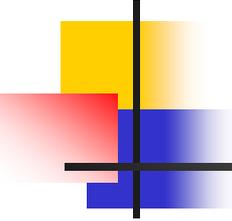
- WIPO著作権条約(1996年) 11条
「法令で許容されていない行為がその著作物について実行されることを抑制するための効果的な技術的手段」の保護
- 米国DMCA(1998年) → 1201条(a)
 - 回避行為の禁止
 - 回避装置・部品・サービス等の製造・提供等の禁止
- EU情報社会指令(2001年) 6条
 - 回避装置・部品・サービス等の製造・提供等の禁止



2. アクセス・コントロールの保護

(3) 日本における対応

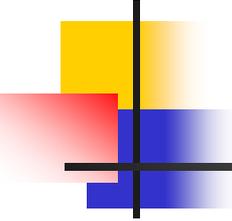
- 不正競争行為として
 - 著作物に対する技術的手段に限らない
- 回避装置の譲渡の禁止
 - 回避行為は対象外
 - サービスは対象外
 - 装置の製造も対象外
- 制裁として、民事救済のみ



2. アクセス・コントロールの保護

(4) 現在の課題

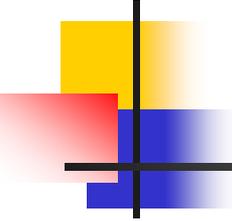
- 回避行為の禁止
- 回避サービスの禁止
- 刑事罰による制裁
- 不正行為としての規制の限界
- ACTA (模倣品・海賊版拡散防止条約) の締結交渉…アクセスコントロールの保護の義務化



3. 違法配信対策

【問題】

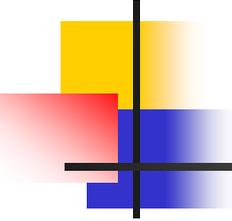
Yは、Zの運営する匿名掲示板に、Xが著作権を有する小説Aの全文を、Xに無断で書き込んだ。Xは、Yに削除を求めたいが、Yの身元が不明である。そこで、Zに、書き込みの削除を求める通知を送付したが、Zは自分には著作権侵害の有無が不明であるとして、これに応じない。



3. 違法配信対策

(1) 問題の所在

- ① 違法アップコンテンツの削除
- ② プロバイダによる違法アップの放置・削除のリスク
- ③ 違法アップロードの防止



3. 違法配信対策

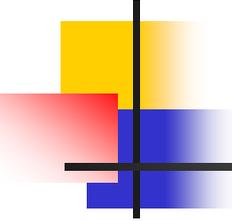
(2) 違法アップロードの削除

① プロバイダによる削除

- 自己の判断リスクに基づく削除
- ノーティス・アンド・テイクダウン手続の導入
- 匿名発信者限定のノーティス・アンド・テイクダウン案

② 発信者による削除

- プロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟→発信者に対する削除請求訴訟
- 匿名訴訟制度の導入



3. 違法配信対策

(3) プロバイダによる放置・削除リスク

(a) 著作権者に対する責任

- 無過失責任 > 監視義務 > **過失責任** > 重過失責任
- 間接侵害論・・・寄与侵害、代位侵害

(b) 発信者に対する責任

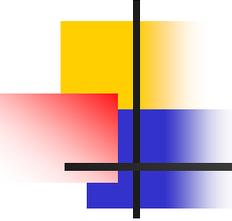
- 債務不履行責任(過失責任)

(c) 侵害の有無についての判断リスク

- DMCA: ノーティス・アンド・テイクダウン手続

(d) 訴訟当事者リスク

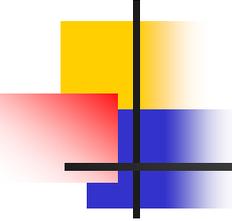
- 発信者情報開示制度: DMCA v. プロ責法



3. 違法配信対策

(4) 違法アップロードの防止

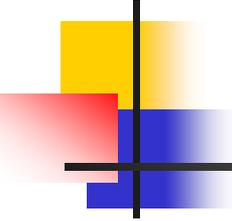
- …透かし技術による自動識別システム
 - 「著作物登録」制度の創設
 - 「著作物登録」制度の公開データベース化
 - 権利者透かしの登録
 - プロバイダによるコンテンツと透かしの検索
→ 無権利者によるアップロードの自動削除



4. 間接侵害に対する救済

【問題】

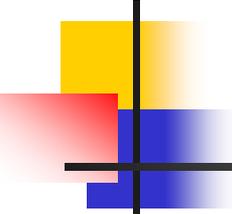
Yは、MP3ファイル専用のP2Pファイル交換ソフトA1を開発し、これを公衆に配布した。さらに、利用者匿名性を高めたA2を開発し、その有料頒布を開始した。A1, A2で交換されているファイルの99%は、著作権のある音楽レコードである。音楽著作権者は共同で、YにA1, A2の頒布の中止を求めた。



4. 間接侵害に対する救済

(1) 問題の所在

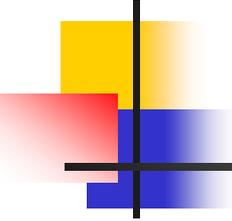
- 差止請求権の対象：
日本の裁判例は、著作権侵害の教唆・幫助に差止請求権を認めない
…小学館2ちゃんねる事件（東京地判H16.3.11）
- カラオケ法理の破綻：
カラオケ法理は、管理と利益を要件にするが、直接侵害の成立を要件としない
…MYUTA事件（東京地判H19.5.25）



4. 間接侵害に対する救済

小学館2ちゃんねる事件(東京地判H16.3.11)

「著作権法112条1項は、著作権者は、その著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる旨を規定する。…同条に規定する差止請求の相手方は、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者に限られると解するのが相当である。けだし、民法上、所有権に基づく妨害排除請求権は、現に権利侵害を生じさせている事実をその支配内に収めている者を相手方として行使し得るものと解されているものであり、このことからすれば、著作権に基づく差止請求権についても、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者のみを相手方として、行使し得るものと解すべきだからである。この点、同様に物権的な権利と解されている特許権、商標権等についても、権利侵害を教唆、幫助し、あるいはその手段を提供する行為に対して一般的に差止請求権を行使し得るものと解することができないことから、特許法、商標法等は、権利侵害を幫助する行為のうち、一定の類型の行為を限定して権利侵害とみなす行為と定めて、差止請求権の対象としているものである(特許法101条、商標法37条等参照)。著作権について、このような規定を要するまでもなく、権利侵害を教唆、幫助し、あるいはその手段を提供する行為に対して、一般的に差止請求権を行使し得るものと解することは、不法行為を理由とする差止請求が一般的に許されていないことと矛盾するだけでなく、差止請求の相手方が無制限に広がっていくおそれもあり、ひいては、自由な表現活動を脅かす結果を招きかねないものであって、到底、採用できないものである。」

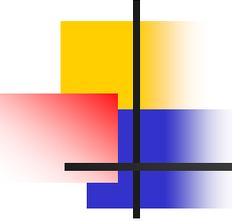


4. 間接侵害に対する救済

(2) 国際動向

…侵害結果に対して相当因果関係がある限り間接侵害も直接侵害と同じく差止めも損害賠償も認める

- 米： 寄与侵害の法理、代位侵害の法理
- 英： 許諾責任、二次侵害責任、共同不法行為責任、代位侵害
- 独： 相当因果関係論
- 仏： 間接侵害と直接侵害とを区別せず



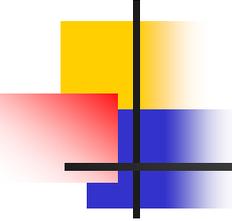
4. 間接侵害に対する救済

(3) 立法動向

…文化審議会著作権分科会WTでの検討

【相当因果関係論に基づく類型論】

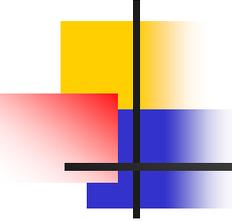
- 侵害専用品の提供…ソニーベータマックス事件
- 侵害のための特別設計…winny事件
- 侵害発生 of 具体的認識…ナプスター事件
- 侵害の扇動…グロックスター事件



5. フェア・ユースの導入

【問題】

中学、高校で、教師が生徒に作文の課題を与えるが、最近では生徒がインターネット上の文章を切り張りまたはそのまま転載して、自分の作文として提出することが後を絶たない。そこで、Yは、インターネット上のコンテンツと生徒の作文を機械的に比較して、「自作率00%」との調査を行う新ビジネスを学校向けに始めた。Yは、インターネット上のコンテンツと生徒の作文を集積したデータベースを作成し、そのサービスに利用している。著作権者XがYを著作権(複製権)侵害で訴えた。



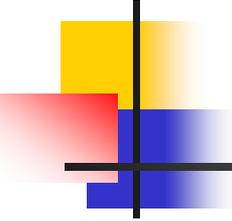
5. フェア・ユースの導入

(1) 米国フェア・ユースの法理

米国著作権法107条

「批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

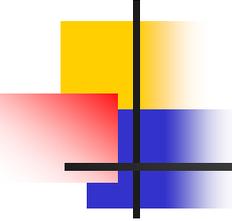
- (1) 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)。
 - (2) 著作権のある著作物の性質。
 - (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
 - (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。
- 上記のすべての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。」



5. フェア・ユースの導入

(1) 米国フェア・ユースの法理

- 1841フォーサム判決…引用
- 1984ソニーベータマックス判決…録画機
- 1991プリティウーマン判決…パロディ
- 1992セガ判決…リバーズエンジニアリング
- 2003ケリー判決…検索エンジン、サムネイル

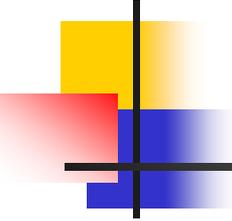


5. フェア・ユースの導入

(2) 問題の所在

権利制限の包括規定⇔個別規定

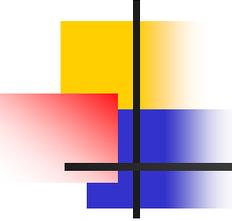
- 利点： 柔軟性⇔明確性
- 文化： 裁判所⇔立法機関



5. フェア・ユースの導入

(3) 国際動向

- ①大陸諸国： 個別規定
- ②英連邦： フェア・ディーリング
- ③その他： 台湾、イスラエル、フィリピン、スリランカ、シンガポール、韓国が採用



5. フェア・ユースの導入

(4) 立法動向

2010.04の法制小委「中間まとめ」

- その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
- 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
- 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用
…トランスフォーマティブ・ユース

6. 準拠法と国際裁判管轄ルールの統一

【問題】

日本企業Yは、HPの作成をZに依頼して作成した。YのHPがフランスからもアクセス可能であるところ、フランス企業Xは、YのHPの文章がXのフランス著作権を侵害すると、またHP上のロゴがXのフランス商標権を侵害すると主張して、パリの裁判所に訴えた。

6. 準拠法と国際裁判管轄ルールの統一

(1) 問題の所在

- ・・・インターネットによる越境的侵害の発生
 - 各国特有の管轄原因を認めるか
 - 無条件に結果発生地管轄を認めるか
 - IPの成否・有効性を争う訴訟は専属管轄か
 - IPの登録関係の訴訟は専属管轄か
 - どの国の法を適用するか(準拠法)
 - 差止と損害賠償で準拠法は異なるか

6. 準拠法と国際裁判管轄ルールの統一

(2) 日本法の準拠法ルール

・・・カードリーダー事件(最判H14.9.26)

- 差止の準拠法：登録国法

しかし、外国からの侵害については属地主義で登録国法の適用を排除

- 損害賠償の準拠法：通則法17条

しかし、外国からの侵害については属地主義で登録国法の適用を排除

6. 準拠法と国際裁判管轄ルールの統一

(2) 日本法の国際裁判管轄ルール

- ・・・マレーシア航空事件(最判S56.10.16)
- ・・・民訴法改正案
 - 不法行為地管轄: 加害行為地、予見可能な結果発生地
 - 客観的併合: 密接関連性
 - 主観的併合: 紛争の同一性

6. 準拠法と国際裁判管轄ルールの統一

(3) 国際動向

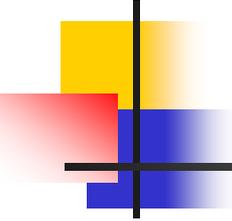
- ハーグ国際私法会議における裁判管轄権に関する条約案(1999)
- EUブラッセル規則I(2001)およびローマ規則II(2007)
- 米国法律協会のALI原則(2008)
- マックスプランク研究所のCLIP原則(第2草案2009)
- 九大・透明化Gの提案(2009)
- 早大・木棚Gの提案(2008)

6. 準拠法と国際裁判管轄ルールの統一

【問題の検討】

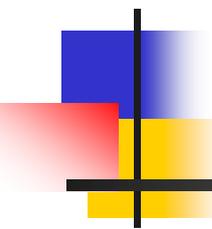
日本企業Yは、HPの作成をZに依頼して作成した。YのHPがフランスからもアクセス可能であるところ、フランス企業Xは、YのHPの文章がXのフランス著作権を侵害すると、またHP上のロゴがXのフランス商標権を侵害すると主張して、パリの裁判所に訴えた。

- パリ裁判所の管轄権
- 著作権侵害の準拠法
- 商標権侵害の準拠法



7. ALAI 2012日本大会

- 日程：2012年10月15-16日
- 会場：東京国際フォーラム
- テーマ：「デジタル環境下での著作物等の利用と効率的な保護」
 - アクセス・コントロールないしDRMの可能性
 - 違法物の自動識別システムのアイデア



<http://www.itlaw.jp> にファイル掲載
